

中国ビジネス Q&A 最近の外貨・人民元管理政策の動向

Q 昨今、人民元相場の弾力化や人民元建て決済の解禁等、人民元を巡る新たな政策が次々と発表されていますが、その具体的な内容について教えてください。

A 1. 「人民元相場の弾力化」の声明発表

現行の人民元為替相場の決定方式は、2005年7月21日の対ドル人民元相場の2%切り上げと同時に、それまでの「ドルペッグによる管理変動相場制」から「市場の需給に基づき通貨バスケットを参考とした管理変動相場制」に移行されたもので、中国人民銀行（中央銀行）が授権した外貨取引センターが毎朝9時15分に公表する対ドル中間値に対し、インターバンク市場では日中の変動幅が±0.5%の範囲内、銀行が提示する対顧客相場のTTSとTTBの幅は中間値を挟んで±1.0%の範囲内とされています。

これに対し、10年6月19日、中国人民銀行は、人民元相場の弾力性を強化する旨の声明を発表しました。具体的には、「人民元の為替相場形成メカニズムの改革をさらに進めるに当たり、相場の弾力性を高めることが望ましい」とする一方、「市場の需給に基づき、通貨バスケット制を参考にし、インターバンクにおける日中変動幅は従前の水準を維持」し、また、「国際収支が均衡に近づいている現状、人民元相場が大幅に変動する基盤は存在しない」というものです。

人民元の対ドル相場は、05年7月21日の切り上げ以降、3年間で約20%上昇しましたが、リーマン・ショックに端を発するグローバル金融危機後、景気対策として1ドル=6.8人民元台の人民元安に固定されて来ました。

今回の「人民元相場の弾力化」は、こうした人民元の実質上の固定相場制を止めることを意味しますが、一方で、人民元相場の決定方式は、従来どおり人民銀行の公表相場に基づき、日中のインターバンク市場の変動幅が制限される「管理変動相場制」をとるもので、発表後の人民元の対ドル相場の動向には、声明のとおり大幅な変動はなく、直近で最高値の1ドル=6.76台をつけた7月5日迄で約0.8%の上昇にとどまっています。（図表1）

「人民元相場の弾力化」発表の背景には、金融危機対策として人民元相場を実質上ドルにペッグさせて人民元安の水準に固定したことから、国外からは貿易摩擦に伴う人民元上昇圧力が高まり、他方、国内では人民元安を維持するための人民銀行の市場での人民元売り・ドル買い介入が人民元の過剰流動性を生み、かかる資金が不動産・株式市場の過熱要因の一つになって

いたという事情があります。

一方で、今年に入り春先から欧州財政危機の深刻化が中国経済に及ぼす影響について懸念が浮上したことから、人民元切り上げは先送りととの市場の見方が強まる中、7月のG20会議や米国の為替操作国認定の報告書提出期限が迫っていました。中国政府は、かねてより、人民元為替相場改革の三原則として、「主体性、コントロール可能性、漸進性」を挙げており、6月19日の「人民元相場の弾力化」声明の発表は、この方針に沿った絶好のタイミングであったと言えます。

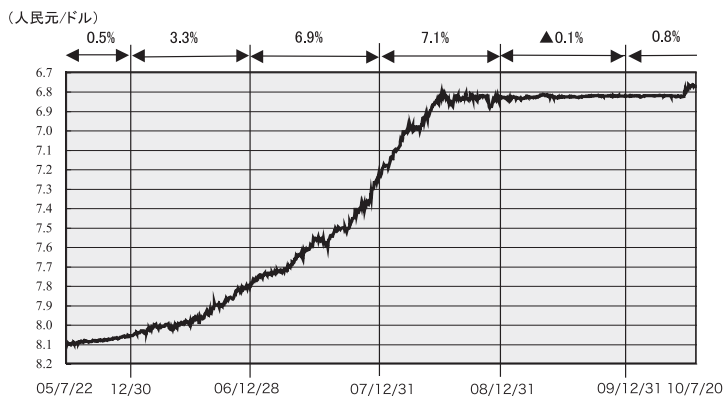
2. クロスボーダー人民元決済の解禁

中国の対外決済通貨は、従来、国境貿易や香港と中国国内間の個人送金を除いては、人民元建て決済が認められていませんでしたが、09年7月1日より、貨物貿易取引に限定して、一部の地域と企業に対しクロスボーダーの人民元決済が試験的に解禁されました。

試行地域は、中国側が上海市、広東省の広州、深圳、珠海、東莞の5都市、海外が香港・マカオおよびアセアン諸国、試行企業は、中国側が政府の認定を受けたパイロット企業に限られ、海外はこれらのパイロット企業と貿易取引のある試験地域所在企業とされました。

人民元貿易決済解禁の背景には、グローバル金融危機による世界的な景気後退が続く中、08年11月以降中国の輸出が前年比マイナスと大幅に落ち込んだことから、輸出企業支援策の一環として、人民元建て貿易決済を認めることで、中国の輸出企業の人民元上昇に対する為替

図表1 人民元切り上げ後の人民元対米ドル相場の推移



（出所）人民銀行資料に基づき、三菱東京UFJ銀行が作成

株式会社 三菱東京 UFJ 銀行
国際業務部 海外業務支援室 久保 満利子

図表2 クロスボーダー人民元決済の実績

取引種類	決済金額
総額	219.4 億元
貨物輸出決済	18.6 億元
貨物輸入決済	181.3 億元
サービス貿易・その他経常項目	19.5 億元

(注) 09年7月～10年3月
(出所) 人民銀行資料に基づき、三菱東京 UFJ 銀行が作成

リスクの低減を図ろうとしたことが目的にあり、また、長期的には人民元の国際化も展望したものと思われます。

しかしながら、人民元建て決済は、試行地域に限られていること、中国側輸出企業の増値税還付がパイロット企業に限られること、資本取引には利用できないこと、海外における為替リスクヘッジ手段や運用商品に限りがあること等の理由から、10年3月末までの利用実績は219億4000万元と同期間の貿易総額のわずか0.2%にとどまっています。(図表2)

こうした中、試行開始後1年経った10年6月17日、中国人民銀行は人民元建て貿易決済の規制緩和を発表しました。規制緩和には、中国内試行地域をそれまでの上海市、広東省4都市に新たに18省・市・自治区を追加、海外の試行地域をそれまでの香港、マカオ、アセアン諸国から全世界に拡大、また対象取引をそれまでの貨物貿易に加え、サービス貿易とその他経常項目に拡大する等の措置が盛り込まれています。

3. 中国内非居住者口座に関する法整備の進展

中国内における非居住者法人の外貨口座については、従来、非居住者外貨口座に関する統一的な規定がなかったことから、ホットマネーの流出入につながっていたとして、国家外貨管理局は09年7月13日付で「域外機関の域内外貨預金口座管理の関連問題に関する通知」(匯綜發[2009]29号/2009年8月1日施行)と称し、非居住者法人の外貨口座管理規定を公布しました。

本規定によると、海外機関の口座開設に当たっては、当該機関が海外で合法的に登記・設立されたことを証明する文書に基づき、中国内銀行が審査を行うこととし、また中国内の企業・個人と非居住者外貨口座との間の外貨資金の受け払いはクロスボーダー取引の管理に従い、中国内銀行がエビデンス等で審査確認を行うとしています。

また、中国内における非居住者の人民元口座については、09年7月1日のクロスボーダー人民元貿易決済の解禁を受け、同決済の利便性向上のため、09年12月14

日付で人民銀行上海分行より、クロスボーダー人民元決済に伴う海外機関の中国内非居住者人民元口座の開設を規定する「上海市域外機構の域内人民元銀行決済口座管理暫定弁法」(上海銀發[2009]219号)が公布されました。(深圳市、広東省でも関連規定を発表しています)

ただし、一般の非居住者が中国内人民元口座を開設するには、人民銀行の認可取得が必要で、資金用途についてはクロスボーダー人民元決済に基づく取引に限られ、中国内銀行は資金決済の信憑性、合法性に対して厳格に審査を行うこととされており、また、原則現金取引は不可となっています。

4. 人民元の国際化に向けて

人民元決済の解禁とそれに伴う非居住者の人民元口座開設の解禁は、人民元の国際化の一環として中国が積極的に進めるものですが、前述のような問題もあり、これまで人民元建て決済の利用度が必ずしも高まらない中、10年7月19日に、中国人民銀行と香港金融管理局は、香港における人民元業務の規制緩和を盛り込んだ協定を締結しました。

同協定は、香港における法人の人民元口座開設の自由化、人民元決済の自由化、両替の自由化等を謳うもので、今後、香港の金融機関による投資性商品や金融リスクヘッジ商品の提供が実現するものと期待されています。

人民元の為替制度改革から5周年に当たる10年7月21日、中国人民銀行は5年間の人民元改革を振り返り、「中国は、コントロール可能で、漸進的、自主的な人民元の上昇を通じて国際収支の不均衡を是正し、08年の国際金融危機の際にも、人民元の変動幅を小さくすることで人民元の安定を維持し、世界経済の回復に大きく貢献した」と評価した上で、今後の人民元為替制度について、短期的には現行の制度に基づき人民元相場の安定を維持するものとし、長期的には為替相場は市場化の方向にあるものの、その為には金融リスクの管理ツールの発展と資金フローの管理強化が必要と指摘しています。

中国は、クロスボーダー人民元決済の解禁により、人民元の国際化に向けて大きな一歩を踏み出しましたが、次のステップとして、人民元を国際的な運用手段とすることが課題であり、これに向けて金利、為替の自由化を進めることが求められます。

人民元の国際化のさらなる発展に向けて、今後の人民元為替制度改革の行方や、先行する香港における人民元建て決済の自由化の動向が引き続き注目されます。

(本稿は2010年8月1日現在の状況を反映して作成したものです)